

事 務 連 絡

平成23年9月30日

各都道府県 障害保健福祉主管課（室）御中
（福祉・介護人材の処遇改善事業助成金事務担当）

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部企画課
障害福祉課

「助成金支払等事務に関する要領」の一部改正等について

障害保健福祉行政の推進については、平素よりご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記の要領については、「福祉・介護人材の処遇改善事業事務処理要領」（平成21年8月11日付け事務連絡）13の五「その他助成金の請求及び支払に関する事務処理については、別に定める支払事務に関する要領に基づき行うこととする」に基づき、平成21年9月1日付け事務連絡でお示ししているところです。

今般、平成23年10月から同行援護が個別給付化されることに伴い、標記要領の内容の一部を改めることといたしましたので、別紙のとおりお知らせいたします。

各都道府県におかれましては、管内事業者への周知方よろしくお願いいたします。

また、管内市町村に対しても、情報提供していただきますようよろしくお願いいたします。

- 【別紙】 ○助成金支払等事務に関する要領
○助成金支払等事務に関する要領 一部改正 新旧対照表

【連絡先】

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部
企画課 システム係 立岡、竹

TEL：03-5253-1111（内線：3009）

E-mail：syougaisystem@mhlw.go.jp